

様式1

利用料等の免除申請書

公益財団法人京阪神ケーブルビジョン 御中

私は、公益財団法人京阪神ケーブルビジョン（以下「KCV」という。）が定める利用料等の免除に関する特約第4条に基づき、以下のとおり利用料（維持管理費を含む。）の免除について申請します。

なお、免除基準に該当する理由が消滅したときは、直ちにその旨をKCVに届け出ます。

申請日	令和 年 月 日
ふりがな	
契約者氏名	
世帯主氏名	
住所	
電話番号	
テレビ台数	台

免除基準に該当する理由のナンバー（No1～6）を○で囲んでください。

No	減免の種別	免除基準に該当する理由
1	全額免除	公的扶助受給者
2	全額免除	市町村民税非課税の障害者
3	全額免除	災害被災者
4	半額免除	視覚障害者又は聴覚障害者で、世帯主である者
5	半額免除	重度の障害者で、世帯主である者
6	半額免除	重度の戦傷病者で、世帯主である者

(注意事項)
 ※免除基準の詳細は、裏面の「利用料等の免除に関する特約」をご確認ください。
 ※この申請書に必要事項をご記入の上、免除理由を証明する書類を添えて、KCVまで郵送してください。(宛先：〒541-0047 大阪市中央区淡路町 1-5-5 公益財団法人京阪神ケーブルビジョン)

KCV使用欄

加入者ID	確認	確認	係

利用料等の免除に関する特約

令和3年2月22日

(適用)

- 第1条 この特約は、公益財団法人京阪神ケーブルビジョン（以下「KCV」という。）のケーブルテレビ放送サービス契約約款（KCV御津地区）及びケーブルテレビ放送サービス契約約款（KCV豊能地区）並びに後住者テレビ信号供給契約約款（以下「契約約款」という。）に付帯して適用する。
- 2 この特約に契約約款と異なる定めがある場合は、この特約を優先する。

(全額免除)

第2条 前条の契約約款における利用料又は維持管理費（以下「利用料等」という。）の全額免除の基準は、次の各号による。

(1) 公的扶助受給者

生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する扶助、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付を受けている者。

(2) 市町村民税非課税の障害者

別表1に掲げる障害者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合。

別表1 障害者

1	身体障害者	身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者
2	知的障害者	所得税法（昭和40年法律第33号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者
3	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者

(3) 災害被災者

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に居住していた者。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月及びその翌月の2か月間とする。

(半額免除)

第3条 利用料等の半額免除の基準は、次の各号による。

(1) 視覚、聴覚障害者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者又は聴覚障害者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）にいう世帯主である者。

(2) 重度の障害者

別表2に掲げる重度の障害者（第1号に該当する者を除く。）で、住民基本台帳法にいう世帯主である者。

別表2 重度の障害者

1	重度の身体障害者	身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、障害等級が1級又は2級である重度の身体障害者
2	重度の知的障害者	所得税法又は地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された者
3	重度の精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、障害等級が1級である重度の精神障害者

(3) 重度の戦傷病患者

戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に規定する戦傷病者手帳を所持する者のうち、障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）に規定する特別項症から第1款症に相当する重度の戦傷病患者で住民基本台帳法にいう世帯主である者。

(免除申請)

- 第4条 前2条の免除の基準に該当する者は、KCVに申請することにより、利用料等の免除を受けることができる。ただし、第2条第3号の災害被災者については、この申請がなくても、KCVの判断により利用料等を免除することができる。
- 2 前項の免除申請をしようとする者は、様式1「利用料等の免除申請書」に免除を受けようとする理由等を記入した上、その理由を証明する書類を添えて、KCVに提出しなければならない。
- 3 第1項により、利用料等の免除を受けている者は、免除の理由が消滅したときは、遅滞なくその旨をKCVに届け出なければならない。

(本特約の改正)

第5条 この特約は、契約約款の改正に準ずるものとし、必要に応じ改正することができる。

附 則

- 1 この特約は、平成14年8月1日から施行する。
- 2 この特約の一部を改正し、令和3年2月22日から施行する。